

認証制度に関する基本要項

第1 目的

この基本要項は一般社団法人アニマルウェルフェア畜産協会（以下、「協会」という）のAW畜産農場認証に関する要項およびAW畜産食品事業所認証に関する要項（以下、「各認証の要項」という）に関する基本要項を定めることを目的とする。ただし、各認証の要項に定める場合や関連規程等がある場合はそれに従うものとする。

第2 認証の種類と認証対象者

各認証の要項に定める。

第3 認証条件

各認証の要項に定める。

第4 認証の有効期間

各認証の要項に定める。

第5 立ち入り調査と認証期間内の審査

各認証の要項に定める。

第6 認証申請者の欠格事項

この要項により認証を取り消された日から3年を経過しない者は、再申請をすることができない。

第7 認証の決定および認証状の交付

1 協会は、認証の申請があった場合、当該の農場および食品事業所が認証条件に適合しているか否かについて審査を行なう。

2 前項により認証条件を満たしていることが確認された場合、協会は申請者に対して認証番号を付した認証状を交付する。

第8 認証マーク

1 認証マークの種類および使用条件

1-1 農場認証

AW畜産農場認証を受けた者は、AW畜産「認証農場」マークを農場看板、パンフレット等に使用することができる。ただし、認証農場マークは販売品に表示してはならない。

1-2 食品事業所認証

AW畜産食品事業所認証を受けた者は、AW畜産「認証食品」マークを販売品等に表示することができる。

2 電子データ

認証を受けた者で、認証マークの電子データを使用する場合は、認証マークおよび協会ロゴマークの電子データ使用許可申請（様式8）を提出すること。

3 使用料

認証マークおよび協会ロゴマーク使用料金（資料3）に定める。

第9 認証書の掲示

認証を受けた者は、認証状を当該農場または事業所に掲示しなければならない。

第10 認証の更新

各認証の要項に定める。

第11 認証の取消

協会は、認証を受けた者が次のいずれかに該当するときは、その認証を取り消すものとする。

- (1) 各提出書類の記載内容に虚偽が判明したとき。
- (2) 協会が求める各書類の提出を正当な理由なく遅滞もしくは拒否したとき。
- (3) 関係法令の違反や重大な過失があったとき。
- (4) 協会の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。

第12 認証の辞退

1 認証を受けた者が次の各項に該当する場合には、認証辞退届（様式3）に認証状を添えて速やかに協会に届け出なければならない。

- (1) 認証基準を満たせなくなったとき。
- (2) 認証を辞退しようとするとき。

2 認証は代表理事が指定した期日をもって消失する。

第13 公表

協会は、認証を行なった場合、認証を取り消した場合、認証の辞退があった場合は、認証の種類、認証番号、農場・事業所および代表者の氏名等を協会ホームページ上に公表するものとする。

第14 認証を受ける者の義務

認証を受けた者は、それぞれの認証条件や関係法令を順守するとともに、消費者のAW畜産への理解を醸成するための広報活動や農場・事業所周辺の環境保全に努める。

第15 報告

経営委譲等により認証を受けた代表者等が変更となった場合、代表者は速やかに認証継続申請書を代表理事あてに提出するものとする。その場合の認証期間は、変更前に受けた認証の期限までとする。

第16 認証審査員

AW畜産協会認証審査員に関する規程（規程1）に定める。

第17 その他

この要項に定めるもののほか、認証制度の実施に関し必要な事項は、別に代表理事が定めることができるものとする。

附則 この要項は2020年8月15日から施行する。